

# 特定非営利活動法人フィットネスビューティ 100

## 会員規約

特定非営利活動法人フィットネスビューティ100 会員規約

### 第1章 総則

#### (会員規約の適用と役割)

第1条 当協会は、会員との間に本規約を定め、これにより当協会の運営を行う。また、当協会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成する。

2 本規約は、当法人の定款で定められていない詳細な規則を定め、定款を補足するものである。よって、入会、退会等に関する基本的な諸規則及び使用する単語の定義については、定款の定める通りとする。

#### (会員規約の変更)

第2条 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

### 第2章 手続き等

#### (入会申込)

第3条 当協会への入会の申込をする方は、当協会が別に定める年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、当協会事務局に提出することとする。

#### (会員の種類・入会金・年会費)

第4条 会員の種類、入会金、年会費、資格は、以下の通りとする。

・正会員

当法人の目的に賛同する個人・団体。総会における表決権を1個有する。

個人会員A:インストラクター、フィットネス業従事者: ・入会金:500円 年会費 : 1000円

個人会員B:フィットネス愛好者: ・入会金: 0円 年会費 : 10000円

団体(法人)会員: ・入会金: 0円 年会費 : 10000円

・賛助会員

当法人の目的に賛同し、賛助する個人および団体。総会における表決権はない。

個人賛助会員 : 入会金 0円 年会費1口 50,000円(1口以上)

団体賛助会員 : 入会金 0円 年会費 1口 100,000円(1口以上)

**(会員資格有効期限)**

第5条 会員資格有効期限は次の各項に定める。

- 1) 会員資格有効期限は、当協会の事業年度(6月1日～5月31日)とする。
- 2) 会員資格有効期限の起算日は、当法人が入会を承認し、年会費の払い込まれた日とする。

**(入会申込の拒絶)**

第6条 当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- 2 申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- 3 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- 4 その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

### **(会員の氏名及び名称等の変更)**

第7条 会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要がある。

2 前項に規定変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとする。

### **(会員資格の継承)**

第8条 個人の資格で入会した会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われる。第三者への資格継承はできない。

第9条 団体の資格で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要がある。

### **(会員資格の継続)**

第10条 会員資格有効期間が満了する場合には、会員は当法人の通知する会員継続案内に基づき、速やかに継続手続を行わなければならない。

### **(除名)**

第11条 定款で定める以外に、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決をもって除名対象となる。

(1)内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき

(2)当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合

(3)当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき

(4)入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき

(5)この会員規約に違反した場合

(6)その他、当法人が会員として不適当と判断した場合

### **第3章 その他**

#### **(会員証)**

第12条 当法人は、会員に対し会員証を発行しない。会員に関する管理運営は、会員登録簿により行う。なお、会員個人の交流会への参加などの際には、本人確認のために身分証明書の提示をお願いすることがある。

#### **(商号及び商標等の利用)**

第13条 当法人が定めた商号、商標及びロゴマーク等を利用する場合は、理事会の承認を経て、一定の利用料を徴収する場合がある。

#### **(損害賠償)**

第14条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。

2 会員資格が解除された場合も、前項の規定は継続される。

#### **(抛出金品の不返還)**

第15条 一度払い込まれた会費及びその他の抛出金品は返還しない。

#### **(禁止行為)**

第16条 会員は無断で当法人の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはならない。

#### **(個人情報の保護)**

第17条 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、個人情報保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外

の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。

1) 当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当法人が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとする。

#### **(知的財産の帰属)**

第 18 条 当法人が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当法人に帰属する。

#### **(知的財産の保護)**

第 19 条 当法人が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはならない。

#### **(規定の追加)**

第20条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次定めるものとする。

#### **(附則)**

本規約は 2011年 11 月 8 日より実施する。